

2020年7月2日

関係各位

埼玉中央生



新型コロナウイルス感染者再増加に対する組合の勤務体制について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、弊協組の共販事業に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、首相の緊急事態宣言解除後、新型コロナウイルス感染者が、首都圏において再増加傾向となっていることを受け、当組合は感染予防体制を再度強化するため、組合業務を下記の通りとさせていただきます。

ご迷惑をお掛けしますが、なにとぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 期 間 2020年7月6日(月)より8月8日(土)まで
2. 勤務体制
 - (1)職員・営業幹事は、実施中の時短・時差出勤と併せて、在宅勤務日を毎週1日設ける特別な勤務体制を取ります。
 - (2)土曜日は休業とします。
 - (3)組合事務所の開館時間の短縮は行わず、交替で電話などのお問い合わせに対応させていただきますが、人手不足で行き届かない点をご容赦願います。
 - (4)出荷実績、契残などのお問い合わせは、火曜日、木曜日をご遠慮をお願いします。
 - (5)ご来館の際は、予めアポイントを取ってお越しく下さい。

なお、状況の変化に伴い、期間・内容を変更する場合があります。その際は都度ホームページでお知らせ致します。

以上